



Title	公的部門における法律専門家（二）：その養成と役割の国際比較
Author(s)	高橋, 明男
Citation	阪大法学. 2013, 63(2), p. 397-398
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67944
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

公的部門における法律専門家（二）

——その養成と役割の国際比較——

高橋 明 男

本シリーズは、二〇一二年一二月に大阪大学において行われた国際シンポジウム「公的部門における法律専門家——その養成と役割の国際比較——」の基調報告・報告をもとに、研究論文としての体裁を整えて公表を行っているものである。本シンポジウムは、後記の科研究によるものであるが、その趣旨については、本シリーズ第一回の紹介を参照していただくと、幸いである。^①

本シンポジウムにおいては、法曹あるいは法学的知識と素養を備えた者が公的部門において活躍するために、どのような実務修習が求められるのか、そして、現在、彼らが公的部門においてどのような位置・役割を占めており、今後、それがどのように展開しうるか、という課題について、アメリカ、ドイツ、フランス、日本の国際比較が行われた。このうち、今回、公表するのはドイツとフランスについての基調報告である。^②

ドイツについては、ハンブルク大学の法学教育方法論研究の中心的メンバーの一人であるドイツ連邦行政大学のヤン・ヘンドリック・デイトリックヒ氏により、ドイツの公的部門の従事者のうち「官吏」については、法曹の優位が認められること、それは、ドイツの法曹養成の仕組みが、法曹がそのような役割を担う上に必要な能力を備

えるように作られていることによるものであり、特に公的部門の実務との近さが、大学在学時の実習、選択科目の履修、司法修習における公的部門での修習を通じて、法曹養成の各段階で確保されていることが報告された。ドイツは、アメリカ、日本と同じく法曹二元が行われているが、ドイツにおいても、アメリカと同様、裁判官・検察官・弁護士という日本で通常「法曹」と言われる職域にとどまらず、公的部門において、法曹が中心的な役割を担っている。行政の専門性が高まる中で、それを可能にしている法曹養成の仕組みと公的部門の業務構造の如何は、わが国の今後の法律系高等教育機関の教育のあり方を考える上で、参考になることが少なくないであろう。

フランスについては、長年フランスの大学・研究所において政治学の研究を行い、フランスの高等教育機関における教育の実情、公的部門の採用実務に通じた京都産業大学の浦中千佳氏により、フランスの公的部門において、大学で法律を学んだ者が特有の教育課程を経て公的部門に採用されること、採用後に専門性を向上させる研修の仕組みが用意されていることが報告された。フランスにおいては、司法官（裁判官と検察官）、弁護士、行政官がそれぞれ別個の養成課程を経る仕組みである点で、今回の比較四カ国の中では異なる位置にある。しかし、その一方で、公的部門の法律関係業務は、法曹ではなく、大学で法律を学んだ者が養成課程を経て担っているという点においては、わが国と類似している面がある。その意味で、今後のわが国の公的部門の法律関係業務の担い手を養成する仕組みを考える上で、参考になることが少なくないであろう。

(1) 高橋明男「公的部門における法律専門家(二)」阪法六三卷一号(二〇一三年)二二一頁。

(2) アメリカについての報告は、ジェフリー・ラバース(佐伯彰洋ノ訳) 阪法六三卷一号(二〇一三年)二二五頁参照。

※本シリーズは、平成二二―二四年度科学研究費補助金(基盤研究(B))「諸外国の法曹養成と官庁・自治体実務修習の関連づけの調査と法科大学院への応用可能性」(研究代表者 高橋明男)の成果である。

※本シリーズ第一回が掲載された本誌六三卷一号の表紙において、副題の誤記がありましたので、次のとおり、訂正いたします。「国家比較」(誤) ↓ 「国際比較」(正)